区連会 資料３－１

旭地振第 1348 号
令和８年 11 月 18 日

地区連合自治会町内会長　各位

旭区役所地域振興課
資源化推進担当課長

旭区花いっぱい活動推進者表彰受賞候補団体の推薦について（依頼）

日頃から、旭区花いっぱい事業の推進及び横浜グリーンエクスポの機運醸成に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

区役所では、自治会町内会等の団体に対して、花と緑に親しむきれいな街づくりと、ポイ捨てや不法投棄ができない環境づくりを目的として、年２回花苗の配布を行っています。

昨年度に引き続き、区役所が配布している花苗を活用して地域のつながりづくりや地域課題の解決に寄与した活動をされている団体を対象に、日頃の活動に感謝の意を表し、今後も継続的な活動に取り組んでいただけるよう表彰を行います。

ついては、表彰基準（別紙１）に基づき、候補対象団体がある場合には御推薦くださるようお願い申し上げます。

１　表彰対象
　表彰基準（別紙１）のとおり

２　提出書類
(1)　推薦書（別紙２）
(2)　活動の状況がわかる写真データ（区の広報や活動紹介などに利用させていただく場合があります）
※推薦書の提出依頼は「自治だより」で各自治会町内会長へ送付します。（別紙参照）
※要綱により推薦者は旭区連合自治会町内会連絡協議会員（連合自治会町内会長）と定められています。そのため、連合未加入の自治会町内会から、推薦の御相談がありましたら、御対応をお願いいたします。

3　提出期限

令和８年 12 月 18 日(金)

※各自治会町内会から地区連合自治会町内会長への提出期限は 12 月 11 日（金）としております

4　提出先

旭区役所地域振興課資源化推進担当

担当　池上・小中

ＴＥＬ　９５４－６０９６　　ＦＡＸ　９５５－３３４１

e-mail：as-shigen@city.yokohama.lg.jp

5　表彰団体の決定

審査を行った上で区長が決定し、表彰状を贈呈します。

6　副賞

表彰団体は、次年度配布する花苗の上限を増やすことができます。（予算の範囲内）

7　今後の予定

令和８年 12 月 18 日　　表彰推薦提出締切

令和９年１月中旬　　表彰団体決定、団体に通知

２月 19 日　　表彰式

旭区役所地域振興課資源化推進担当

池上・小中

TEL：９５４－６０９６

FAX：９５５－３３４１

e-mail：as-shigen@city.yokohama.lg.jp

旭地振第1348号
令和８年11月18日

自治会町内会長　各位

旭区役所地域振興課
資源化推進担当課長

旭区花いっぱい活動推進者表彰受賞候補団体の推薦について（依頼）

日頃から、旭区花いっぱい事業の推進及び横浜グリーンエクスポの機運醸成に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

区役所では、自治会町内会等の団体に対して、花と緑に親しむきれいな街づくりと、ポイ捨てや不法投棄ができない環境づくりを目的として、年２回花苗の配布を行っています。

昨年度に引き続き、区役所が配布している花苗を活用して地域交流イベントを行うなど、工夫しながら活動されている団体を対象に、日頃の活動に感謝の意を表し、今後も継続的な活動に取り組んでいただけるよう表彰を行います。

ついては、表彰基準（別紙１）に基づき、候補対象団体がある場合には御推薦くださるようお願い申し上げます。

１　表彰対象
表彰基準（別紙１）のとおり

２　提出書類
(1)　推薦書（別紙２）
(2)　活動の状況がわかる写真データ（区の広報や活動紹介などに利用させていただく場合があります）

３　提出期限
令和８年12月11日(金)

４　提出先
各連合自治会町内会長

※　要綱により推薦者は旭区連合自治会町内会連絡協議会員（連合自治会町内会長）と定められています。そのため、連合未加入の自治会町内会の皆様の推薦にあたっては、近隣の連合自治会町内会長へ御相談ください。

5　表彰団体の決定

審査を行った上で区長が決定し、表彰状を贈呈します。

6　副賞

表彰団体は、次年度配布する花苗の上限を増やすことができます。

（予算の範囲内）

7　今後の予定

令和８年 12 月 11 日　　表彰推薦提出締切

令和９年１月中旬　　表彰団体決定、団体に通知

２月 19 日　　表彰式

旭区役所地域振興課資源化推進担当

池上・小中

TEL：９５４－６０９６

FAX：９５５－３３４１

e-mail：as-shigen@city.yokohama.lg.jp

旭区花いっぱい活動推進者表彰要綱

別紙１

制　　定　平成 26 年４月 11 日　旭地振第 49 号（区長決裁）
最近改正　令和元年９月 17 日　旭地振第 1640 号（区長決裁）

（趣旨）
第１条 この要綱は、旭区花いっぱい活動推進者として地域のつながりづくりや地域課題の解決に功績のあった団体に対して、その功績をたたえるため表彰状の贈呈を行うとともに、花いっぱい活動及び緑化活動に尽力した個人に対して、日頃の活動に感謝の意を表するため感謝状の贈呈を行うに際し、必要な事項を定めるものとする。

（表彰状贈呈の対象者及び対象活動）
第２条 表彰状贈呈の対象者は、旭区が行う花いっぱい事業（以下「花いっぱい事業」という。）による花苗配付を年１回以上受けている自治会町内会等の団体のうち、花苗配付を継続して５年以上受けている団体とする。
２ 表彰状の対象活動は、花いっぱい事業により配付された花苗を活用し、地域のつながりづくりや地域課題の解決に寄与した活動のうち、今後も継続する予定があるものとする。地域のつながりづくりや地域課題の解決に寄与した活動とは、別に定める基準に該当するものとする。

（被表彰候補者の推薦）
第３条 旭区連合自治会町内会連絡協議会は、前条の条件を満たす団体を、被表彰候補者として旭区長に推薦することができる。

（被表彰者の決定）
第４条 旭区長は、前条により推薦された被表彰候補者について、審査を行った上で被表彰者を決定するものとする。

（感謝状贈呈の対象者及び対象活動）
第５条 感謝状贈呈の対象者及び対象活動は、旭区内における花いっぱい活動及び緑化活動に従事する者のうち、原則として活動期間が１年以上かつ、表彰を行う年度の属する３月末日まで活動を継続する見込みのある者とする。
２ 前項に規定する活動期間の算定は、活動開始時より、表彰を行う年度の属する ３月末日までとし、途中休止期間がある場合は、その期間を除外し通算する。

（表彰方法）
第６条 表彰は、旭区長からの表彰状又は感謝状の贈呈をもって、これを行う。また、あわせて記念品を贈呈することもできるものとする。

（表彰の時期）
第７条 表彰は、原則として毎年１回行うものとする。

（その他）第８条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は旭区長が定める。
附　則
この要綱は、平成 26 年4月 11 日から施行する。
附　則
この要綱は、令和元年９月 17 日から施行する。

旭区花いっぱい活動推進者表彰基準

旭区花いっぱい活動推進者表彰要綱（以下「要綱」という。）による地域のつながりづくりや地域課題の解決に寄与した活動とは、配付した花苗を不特定多数の者が通行又は利用する場所に植え付けている活動のうち、次のいずれかに該当するものとする。

1 不法投棄の多い場所に花苗を植えることで、不法投棄対策として成果を出している。
2 花苗の植付けを多世代で行うなど、地域イベントとして活用している。
3 花苗の植付けと共に地域清掃を行うなど、街の美化に貢献している。
4 その他区長が認めるもの。

別紙２

推　　薦　　書

令和８年　　月　　日

旭　　区　　長

（推薦者）

連合自治会町内会名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連合自治会町内会長名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和８年度　旭区花いっぱい活動推進団体表彰団体として、次のとおり推薦します。

ふりがな	
団　体　名	
代 表 者 氏　　名	
代表者住所 又は所在地	電話（　　）
花苗配布を 受け始めた 時期	年　　月から
植付け場所	（不特定多数の方が通行又は利用する場所に限ります）

裏面あり

区　　分	1　不法投棄対策 2　花苗植付けを地域交流イベントとして実施 3　花苗植付けと共に地域清掃等美化活動を実施 4　その他
推薦対象となっている活動について	
活動への参加者	人 ※　1回の活動に参加するおおよそ人数を御記入下さい。
活動期間・回数	月 年　　月頃から　　回程度 週
具体的な活動内容	